

前橋市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市内に存在する空き家の情報を広く提供するため、空き家バンク制度に必要な事項を定めることにより、移住定住の促進と、空き家の利活用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、本市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度をいう。
- (2) 空き家 市内に存する、現に居住していない戸建ての建物（住宅又は併用住宅に限る。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸若しくは分譲を目的として建築されたものは除く。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却若しくは賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 協力事業者 本市と空家等の利活用の推進に関する協定を締結した団体（以下「締結団体」という。）のうち、所有者等の代理又は仲介を行う者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録要件)

第4条 空き家バンクに登録できる空き家は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 適切に維持管理されており、老朽、損傷等が著しい空き家でないこと。
- (2) 登記済みの建物及び土地であり、所有者等と登記名義人が同一であること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。
- (4) 協力事業者が代理し、又は仲介すること。
- (5) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

(空き家を登録できる者)

第5条 空き家バンクに空き家を登録できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 当該空き家の所有者等であること。
- (2) 借地に所在する空き家の場合にあっては、当該借地の所有者等から空き家バンクに登録の同意を得た所有者等であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(空き家の登録申請)

第6条 空き家バンクに登録を希望する所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を希望する空き家等の登記事項証明書（発行の日から3か月以内のもの）
- (2) 借地に所在する空き家の場合にあっては、土地所有者同意書（様式第2号）
- (3) 案内図（位置図）及び現況外観写真（鮮明なもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類。

- 2 市長は、前項に規定する申請書により協力事業者の推薦の依頼があった場合は、協力事業者推薦依頼書（様式第3号）により、締結団体に協力事業者の推薦を依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた締結団体は、登録申請者を代理し、又は仲介する事業者の有無を、協力事業者推薦報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項により報告があった場合、速やかに登録申請者に連絡する。
- 5 登録申請者は、協力事業者と空き家バンク登録カード（様式第5号）を作成し、市長に提出するものとする。

（空き家の登録）

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出があり、空き家バンクに登録するときは、登録申請者に空き家バンク登録決定通知書（様式第6号）を通知する。

- 2 登録期間は前項の規定による決定を受けた日から2年間とする。ただし期間満了後、希望する場合は改めて登録の申込みを行うことにより、再登録をすることができる。

（空き家情報の公表）

第8条 市長は、前条1項の規定により空き家バンクに登録が決定した情報（個人情報を除く）について、インターネットや広報紙等を通じて広く提供するものとする。

（空き家の登録内容の変更）

第9条 空き家バンクに登録が決定した登録申請者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合、空き家バンク登録内容変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、速やかに公表している登録内容を変更するものとし、空き家バンク登録内容変更通知書（様式第8号）を登録者に通知する。

（空き家の登録の抹消等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 登録された空き家が、第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。
- (2) 登録者が、第5条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。
- (3) 登録者が、関係法令に違反並びに偽りその他不正な手段により登録をしたことが判明したとき。
- (4) 第11条の維持管理義務を果たさなかったとき。
- (5) 登録者から、空き家バンク登録抹消届（様式第9号）が提出されたとき。

2 市長は、前項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書（様式第10号）を登録者及び協力事業者に通知するものとする。

（登録空き家の維持管理）

第11条 登録した空き家の維持管理は、登録申請者の責任において行うものとする。

（空き家バンクの利用）

第12条 登録された空き家の購入又は賃貸を希望する者（以下「利用者」という。）は、当該空き家を代理し、又は仲介する協力事業者に直接連絡するものとする。

（登録空き家の報告等）

第13条 登録者は登録された空き家が売買又は賃貸借の契約が成立したときは、売買（賃貸借）契約成立報告書（様式第11号）により、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに空き家バンクの登録情報に反映するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 協力事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を漏洩し、毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (2) 自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。
 - (3) 市長の承諾なしに複写又は複製してはならない。
 - (4) 各号において事案が発生した場合には、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。
- (登録者と利用者の交渉等)

第 15 条 登録者と利用者の間で行う、空き家の売買又は賃貸借等に係る交渉及び契約については、協力事業者が行うものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。